「戦略的国際標準化推進事業（標準化フォローアップ）」
に係る公募について（第２回）
（平成２２年７月１２日）

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下、「ＮＥＤＯ」という。）は、下記標準化事業の実施者を一般に広く募集いたします。本事業について受託を希望する方は、下記に基づきご応募ください。

記

１．件名

戦略的国際標準化推進事業（標準化フォローアップ）／

（１）遮熱コーティングの健全性評価試験方法に関する標準化

（２）ポーラス金属の高速圧縮試験方法に関する標準化

（３）輸送機器の軽量化板材の２軸応力試験法に関する標準化

（４）医用波形データの標準化

（５）集束超音波治療装置に関する国際標準化

（６）オゾン応用技術の安全管理に関する標準化

（７）揮発性有機化合物検知器の評価法に関する標準化

（８）建築用発泡プラスチック系断熱材の熱抵抗の長期変化の測定方法に関する標準化

（９）有機ＥＬ照明に関する標準化

（１０）太陽光発電システムより生じる電波雑音の測定方法及び限度値に関する標準化

（１１）風力発電システムに関する標準化

２．標準化内容

（１）遮熱コーティングの健全性評価試験方法に関する標準化

地球温暖化対策の一環として、ガスタービン等の入口温度の上昇に向けて開発が急速に進展している耐熱コーティング膜の健全性評価試験方法について、ＪＩＳに沿った国際標準化を実施する。

（２）ポーラス金属の高速圧縮試験方法に関する標準化

衝突時の搭乗者及び歩行者の安心・安全の確保や燃費向上のため、自動車を始めとする車輌・航空機製品等に向けた超軽量の衝撃吸収材料であるポーラス金属の開発、実用化を促す、変形特性の合理的評価試験方法の検討と標準化を実施する。

（３）輸送機器の軽量化板材の２軸応力試験法に関する標準化

自動車を始めとする車輌・航空機の軽量化の促進と、部品製作及び金型製作に係る時間短縮等のコストを低減するための軽量化板材のトライレス部品生産の実現化を目指し、2軸応力試験法における技術動向の把握と、合理的評価試験方法の開発、標準化を実施する。

（４）医用波形データの標準化

ＭＦＥＲを普及させ、患者が適切な治療を受けられるようにするとともに、医用波形を扱う機器を研究開発する国内メーカーが国際的に優位に立つために、ＴＳとして発行済みのＭＦＥＲ基本規約をＩＳ化するとともに、ＭＦＥＲのグループ規約である実装規約のＩＳＯ化を実現する。また、ＭＦＥＲ化した心電図データを、インターネットなどのネットワークを通じて国内外と送信・受信する試験を実施し、規約を検討する。

（５）集束超音波治療装置に関する国際標準化

癌の治療等に使用される集束強力超音波（ＨＩＦＵ）機器については中国、欧米等による製品が普及しつつあるが安全規格は未だ制定されていない。ＮＥＤＯ事業で確立したＨＩＦＵ機器は、製品コスト、医療施設での実用性、治療精度、患者安全性、術者超音波被曝等で外国製品と比較して優位にあるため、その安全性に関するデータ取得を行い、安全規格を早急に国際標準化する。

（６）オゾン応用技術の安全管理に関する標準化

ＮＥＤＯで実施した「省エネルギー型廃水処理技術開発」の成果を普及・活用し、オゾン処理装置の一般仕様及びオゾン濃度測定法のＪＩＳ化を行うことで、用水処理や排水処理等を安全で効率よくオゾンを利用できるようにすることを目的とする。

（７）揮発性有機化合物検知器の評価法に関する標準化事業

ＶＯＣ検知器の評価法の国際標準化等により、ＶＯＣ検知器の信頼性を高め、その自主管理が効果的に実施されることで､安全･安心な室内環境の構築に貢献する。さらに、国内外の多様なＶＯＣ検知器を同じ尺度で評価でき、我が国の製品の価値を正しく評価・アピールすることで、国際競争力強化に貢献するため、ＩＳＯ／ＴＣ１４６（大気の質）／ＳＣ６（屋内空気）にて規格作成を行う。

（８）建築用発泡プラスチック系断熱材の熱抵抗の長期変化の測定方法に関する標準化

断熱材の製造者、使用者、消費者が統一的な方法に依り、長期断熱性能を測定、評価、性能表示できるようになる効果を目指す。国際規格（ＩＳＯ　１１５６１）制定経緯の調査及びＪＩＳ原案を提案することを目標として、被覆層を有する断熱材について被覆層の影響を評価する方法について標準化事業を行う。

（９）有機ＥＬ照明に関する標準化

有機ＥＬ照明は、一般照明である蛍光灯を将来代替する高効率の次世代照明として、急速に進化しつつある中で、日本が先駆けて開発し、現在の最先端を走っている技術である。企業からのサンプル出荷が始まっており、数年以内には次世代照明として製品化されて国際的な競争が始まろうとしている。そこで、照明業界での日本の国際的な地位向上のため､製品を規定する国際標準を世界に先駆けて実施する。

（１０）太陽光発電システムより生じる電波雑音の測定方法及び限度値に関する標準化

太陽光発電システムより発生する電波雑音の測定方法を標準化するとともに、電波雑音の限度値を国際の場（ＣＩＳＰＲ:国際無線障害特別委員会）で定めるため、規格化の根拠となるデータを取得するための試験と、規格案の作成を国内の分散型電源ＥＭＣ標準化委員会にて検討・審議する。

（１１）風力発電システムに関する標準化

ＩＥＣ／ＴＣ８８（風力タービン）における風力発電システムの安全性・性能評価基準としての国際規格開発において、日本の気象条件を反映させるべく国際規格審議に参画して集中的な審議を行い、普及基盤としての国際・国内標準化を推進すると共に、規格化の根拠となるデータ取得・解析を実施して国内外の標準化原案の作成を行う。

３．応募要領

（１）　応募資格

次のａ．からｄ．までの全ての条件を満たすことのできる、複数（又は単独）で受託を希望する企業等とします。

ａ．当該技術または関連技術についての標準化の実績を有し、かつ、標準化目標の達成及び標準化計画の遂行に必要な組織、人員を有していること。

ｂ．事業に必要な試験を自ら実施する能力を有していること。

ｃ．当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

ｄ．ＮＥＤＯが標準化事業を推進するうえで必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。

ｅ．事業目的を着実に達成するため、ＮＥＤＯからの委託事業終了後も規格の制定又は改正等の段階までフォローアップが可能で、また規格制定後も当該規格について改正提案を行う等適正な維持管理を行うことができること。

（２）　応募方法

ａ．応募者は本要領に従い提案書類を作成し、「５．提案書類の提出期限及び提出先」に基づいてご提出ください。なお、ＦＡＸ及びＥ－ｍａｉｌでの提案書類の提出は受付けられません。

ｂ．　次の公募関連書類がダウンロードできますので、御参照下さい。

・提案書類【Ｗｏｒｄ２０００フォーマット】【ＰＤＦファイル】

・仕様書　【下記のＰＤＦファイル】

（１）遮熱コーティングの健全性評価試験方法に関する標準化

（２）ポーラス金属の高速圧縮試験方法に関する標準化

（３）輸送機器の軽量化板材の２軸応力試験法に関する標準化

（４）医用波形データの標準化

（５）集束超音波治療装置に関する国際標準化

（６）オゾン応用技術の安全管理に関する標準化

（７）揮発性有機化合物検知器の評価法に関する標準化

（８）建築用発泡プラスチック系断熱材の熱抵抗の長期変化の測定方法に関する標準化

（９）有機ＥＬ照明に関する標準化

（１０）太陽光発電システムより生じる電波雑音の測定方法及び限度値に関する標準化

（１１）風力発電システムに関する標準化

・業務委託契約標準契約書

【http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/h22_3yakkan/gyoumu/index.html】

【http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/h22_3yakkan/daigaku/index.html】（大学用）

を参照。

・標準化特別約款

【http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/h21_3yakkan/hyoujun/index.html】を参照。

（３）説明会の開催

当該委託業務の内容、契約に係る手続き、提出する書類等についての説明会を次の日程により開催いたします。応募に当たっては公募説明会への出席は義務ではありませんが、応募を予定される方は、可能な限り出席してください。

なお、説明は日本語で行います。

出席希望の企業等は、社名、出席者氏名、主席者の連絡先（ＴＥＬ・ＦＡＸ番号、電子メールアドレス）を、平成２２年７月２２日（木）１２時００分までに、FAX又は電子メールにて、ＮＥＤＯ技術開発部担当者までご連絡ください（様式は問いません）。

〈公募説明会の日時及び場所〉

日時：　平成２２年７月２３日（金）１３時３０分～１５時００分

場所：　ミューザ川崎セントラルタワー　２１階　臨時執務室

住所：　神奈川県川崎市幸区大宮町１３１０

※来講の際には、１６階「総合案内」で受付を行い、受付の指示に従ってください。

連絡先：　独立行政法人　新エネルギー・産業技術総合開発機構

技術開発推進部　標準化・知財戦略グループ　山本、菅、小島、橋場

〒２１２－８５５４　川崎市幸区大宮町１３１０

ミューザ川崎セントラルタワー２０階

ＴＥＬ：０４４－５２０－５１７９

ＦＡＸ：０４４－５２０－５１７８

電子メール：hyoujun10@nedo.go.jp

４．審査等

（１）　審査

以下の審査基準に基づき提案書類を審査します。なお、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられませんので、ご了承願います。

（２）　審査基準

ａ．標準化事業の目標がＮＥＤＯの意図と合致していること。

ｂ．標準化事業の方法、内容等が優れていること。

ｃ．標準化事業の経済性が優れていること。

ｄ．関連分野の標準化、試験等に関する実績を有すること。

ｅ．当該標準化事業を行う体制が整っていること。

なお、共同提案の場合では、各提案者の役割分担等が明確であり、事業全体の統括者が明らかであること。単独提案の場合では、単独での実施が適切であると判断されること。

ｆ．経営基盤が確立していること。

ｇ．当該標準化事業等に必要な研究員等を有していること。

ｈ．委託業務管理上ＮＥＤＯの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有すること。

（３）　その他留意事項

○公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成２０年１２月３日経済

産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※１）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成１６年４月１日１６年度機構達第１号。ＮＥＤＯ策定。以下「補助金停止等機構達」という。※２）に基づき、当機構は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。あわせて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

（※１）「不正使用等指針」についてはこちらをご参照ください：経済産業省ホームページ

http://www.meti.go.jp/press/20081203006/20081203006.html

（※２）「補助金停止等機構達」についてはこちらをご覧ください：ＮＥＤＯホームページ

http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu/index.html

（１）本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

①当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。

②「不正な使用」を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当機構の事業への応募を制限します。

（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降２～５年間の応募を制限します。また、補助金停止等機構達に基づき、不正があったと認定した日から最大６年間の補助金交付等の停止の措置を行います。）

③「不正な受給」を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当機構の事業への応募を制限します。

（不正使用等指針に基づき、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降５年間の応募を制限します。また、補助金停止等機構達に基づき、不正があったと認定した日から最大６年間の補助金交付等の停止の措置を行います。）

④府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からＮＥＤＯに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。

⑤他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも①～③の措置を講じることがあります。

（２）「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成２０年１２月３日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の（補助／契約）に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、当機構では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

○研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成１９年１２月２６日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※３）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成２０年２月１日１９年度機構達第１７号。ＮＥＤＯ策定。以下「研究不正機構達」という。※４）に基づき、当機構は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

（※３）研究不正指針についてはこちらをご参照ください：経済産業省ホームページ

http://www.meti.go.jp/press/20071226002/20071226002.html

（※４）研究不正機構達についてはこちらをご参照ください：ＮＥＤＯホームページ

http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu/index.html

（１）本事業において不正行為があると認められた場合

①当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。

②不正行為に関与した者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。

（応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降２～１０年間）

③不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。

（応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降１～３年間）

④府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記③により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からＮＥＤＯに情報提供があった場合も同様の措置を講じる

ことがあります。

⑤ＮＥＤＯは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

（２）過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

○ＮＥＤＯにおける研究不正等の告発受付窓口

ＮＥＤＯにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構　検査・業務管理部
〒２１２－８５５４　神奈川県川崎市幸区大宮町１３１０
電話番号　：０４４－５２０－５１３１
ＦＡＸ番号：０４４－５２０－５１３３
電子メール：helpdesk-2@nedo.go.jp
ホームページ：http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu/index.html
（電話による受付時間は、平日：９時３０分～１２時００分、１３時００分～１８時００分です。）

５．提案書類の提出期限及び提出先

公募要領に従い提案書を作成し、応募期間内に郵送又は持参にてご提出ください。提案書は日本語にて記載してください。なお、ＦＡＸ及び電子メールによる提出は受け付けられません。また、提案書類は返却いたしかねますので、ご了承願います。

（１）提出期限：平成２２年８月１１日（水）１７：００必着（郵送含む）

（２）提出先：〒２１２－８５５４　神奈川県川崎市幸区大宮町１３１０　ミューザ川崎セントラルタワー２０階　独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構　技術開発推進部（担当者：山本、菅、橋場、小島）

※持参の場合は、１６階「総合案内」で受付を行い、受付の指示に従ってください。

６．問い合わせ

本公募に関するお問い合わせは、下記までＦＡＸまたはＥ－ｍａｉｌでお願いします。技術的な内容については、担当部より、ご連絡させていただきます。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
技術開発推進部（担当者：山本、菅、橋場、小島）
ＦＡＸ：０４４－５２０－５１７８
電子メール：hyoujun10@nedo.go.jp